

施策目標個票

(国土交通省4-④)

施策目標	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。		
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾環境整備事業や船舶油濁損害対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標12について目標値を達成しているため。	
	施策の分析	良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止のため、港湾環境整備事業、船舶油濁損害対策等を行っており、全ての業績指標及び参考指標において目標値を達成している。	
	次期目標等への反映の方向性	施策の達成すべき目標及び業績指標の目標は妥当であり、継続して政策チェックアップを行うとともに、港湾環境整備事業等を引き続き実施していく。	

業績指標	12 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		毎年度
		約8年	約7年	約7年	約7年	約7年	約7年		A
年度ごとの目標値		/	7年以上	7年以上	7年以上	7年以上	7年以上	/	

参考指標	参8 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	初期値	実績値					評価	目標値
		H18年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		毎年度
		0	0	0	0	0	0		0
年度ごとの目標値		/	0	0	0	0	0	/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,719	3,319	3,502	2,439	/
		補正予算(b)	1,360	416	726	-	/
		前年度繰越等(c)	506	2,210	2,520	-	/
		合計(a+b+c)	3,585	5,945	6,748	2,439	/
			<0>	<0>	<0>	<0>	/
	執行額(百万円)		1,350	3,405	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		2,210	2,520	/	/	/
不用額(百万円)		26	20	/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	港湾局	作成責任者名	海洋・環境課 (課長 中川 研造)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----	--------	----------------------	----------	--------

業績指標 1 2

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 *

評 価

A

目標値：7年以上を確保（毎年度）
実績値：約7年（令和4年度）
初期値：約8年（平成26年度）**（指標の定義）**

各海面処分場における受入予定期間（計画値）に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値

（目標設定の考え方・根拠）

海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

環境省（廃棄物行政を所管）

港湾管理者（事業主体）

市町村（一般廃棄物の処理責任者）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・環境基本計画（平成24年4月27日）廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第2部第1章第6節）

・海洋基本計画（令和5年4月28日）港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。（第2部4（1）カ）

・循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日）港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（5.4.1）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」

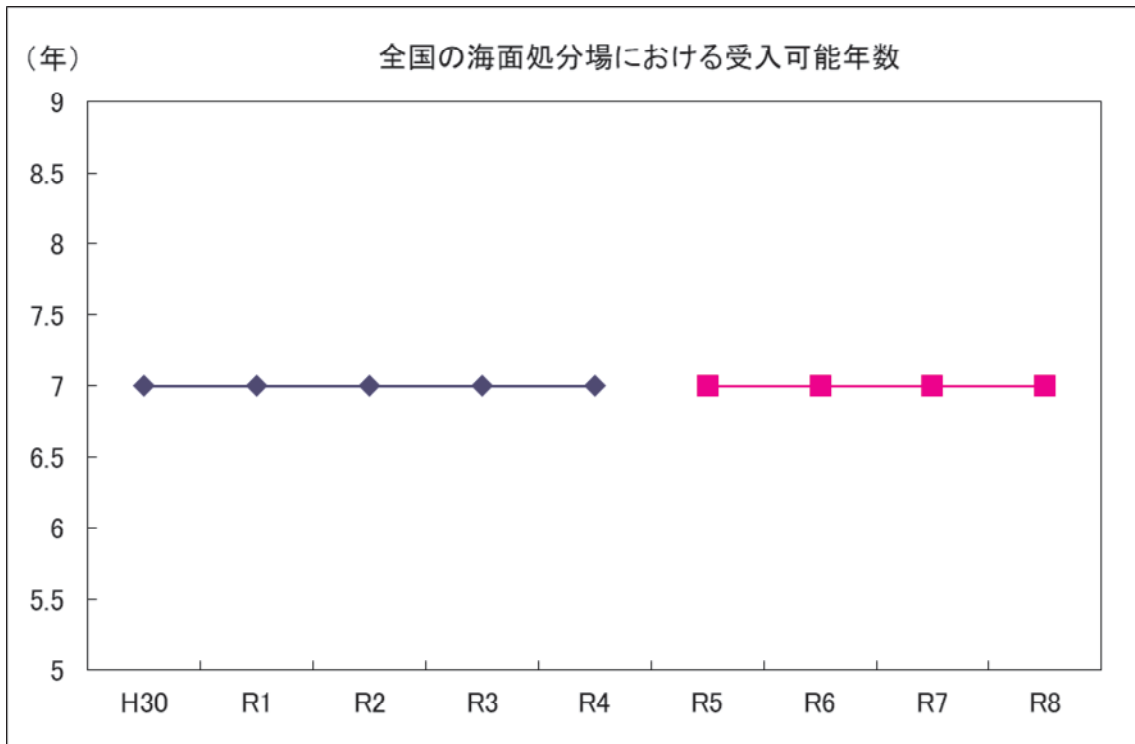
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H30	R1	R2	R3	R4
約7年	約7年	約7年	約7年	約7年



主な事務事業等の概要

・ 廃棄物埋立護岸の整備

都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県169市町村（令和5年4月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。

・ 海面処分場の延命化

循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備し、循環型社会の構築を推進することで、廃棄物の最終処分量を減量化する。また、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等における建設資材として広域利用することで、首都圏の海面処分場に投入される建設発生土を減量化する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和4年度の実績値は約7年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備等対策を実施する。

（事務事業等の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築や、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和4年度の実績値は約7年であり、目標値を達成したため、Aと評価した。今後とも引き続き目標値を達成すべく、廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 中川 研造）
 関係課：総合政策局海洋政策課